

2018サマーセミナー

＜指導におけるハラスメントについて＞

講師 泉久保 美一

始めに、

最近のテレビ等マスメディアの報道記事においてハラスメントに関する話題が非常に多く取り上げられております。新聞記者に対しての財務次官によるセクハラ、「バカヤロー、このハゲー」やピーナッツリターンに続きコップの水をかけるセレブ女史によるパワハラ、そしてスポーツや指導の場においては、相撲やレスリング、大学アメフト等指導の場にはあってはならない上下関係（上位者と下位者）による旧態依然とした指導法（ハラスメント）が問題視されております。特にスポーツ指導におけるハラスメントに於いては共通の問題点が浮かび上がって来たとの認識を持つ人も少なくないと思います。私達ダンスの指導に携わる者にとって、とても身近な問題と言わざるをえませんし、注目されやすい分野であると認識せざるを得ません。昨年のハラスメントの講習内容を振り返りながらより具体的にスポーツ指導の場におけるハラスメントについて認識して頂き今後の講習、指導に留意して頂ければと考えます。

「ハラスメントの本質について」

1、 ハラスメントの本質について

そもそもハラスメントとは、職場や教育の場を運営していく上で「あってはならない言動の事」を言います。私たちの場合は教室経営者とスタッフ、指導者と生徒、あるいは各種団体の幹部と会員等がこれにあたります。

「ハラスメントの定義と言動」

2、 ハラスメントの定義と言動

(男女雇用機会均等法第 11 条第 1 項)

「事業主は、職場に於いて行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、当確労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当確性的な言動により、当確労働者の就業環境が害されることの無いよう、当確労働者からの相談に応じ、適切に対応する為に必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な処置を講じなければならない。」とあります。

- イ) セクハラの本質として定めているのは男女雇用機会均等法であり、法律ではなく、法的罰則も定められていない。
- ロ) これにより、今回サマーセミナー1 日目の弁護士による定款が発表され実施されることとなった。
- ハ) 現在「事例蓄積の時代」を経て今後の法的定義が注目されます。最近の事例の特徴として告訴（刑事事件）となる場合が多くなって来ている事にも注目すべきでしょう。

「2つのセクハラ」

3、 2つのセクハラと時代背景

イ) 意図的セクハラ

相手を貶めてやろう、辱めてやろう、からかってやろう、バカにしてやろうといった「加害の意図」に基づいて性的な話題（異性交遊、体型、年齢、容姿等）で嫌がらせを言う言動。

ロ) 無自覚セクハラ

行為者にはセクハラする意図も認識もなく、その言動もあってはならない言動だと断定はできないけれども、相手が何らかの理由でセクハラだと感じて反応する行為者の言動。

実演 1 (教室でのレッスン風景)

セクハラ1

<ちゃん付け>

1、「〇〇ちゃん、レッスンしようか？」

生徒と指導者向かい合ったところから、指導者生徒の後ろに回って方に手を置く。

<身体への接触>

2、「さあ～、少し肩の力をぬいてね。準備体操しましょう。」

指導者生徒に手で補助

<容姿、年齢の話題>

3、「いいね、さすがに若いから体がよく動くね。スタイルも良いし、ダンス向きな体型だよね。」

<身体接触の強要>

4、「今日は、ヒップの動かし方を覚えてね。」

指導者、自分の体を触らせて動きを教える。

<飲食への誘い>

5、「大分うまくなってきましたね、僕も頑張って教えるからね、あっそうだ、終わったら食事でもしながらダンスの事、色々教えてあげるね。」

「質問タイム」

- ① セクハラと思われる場面は？
- ② それぞれの場面において、セクハラと認定できるか。
- ③ 指導者に加害の意図があったか否か。又は、生徒が不快と感じたか否か。

「事例蓄積の時代」に種々雑多な行為を理由に「セクハラを受けました。」

「何とかして下さい」という相談事例が沢山ありました。

大切なのは、その相談者の為にセクハラになるのか否かの結論を出さなければならなかったという事実です。

「今ここに至っては、(その言動をセクハラだと感じて不快感を持つ人が沢山いるから) という根拠しかなかったのです。このようにして「事例蓄積の時代」以降「行為者の主観に関係なく、その言動に不快感を持つ人が沢山いるのならばその言動はセクハラになる。」という考え方が確立され、それが時代に於いても通用しているのです。

「セクハラの時代背景」

「相手がセクハラだと感じればセクハラになる。」

今の時代において、無自覚セクハラでも相手がセクハラだと感じるがゆえにセクハラになると理解しなければなりません。

<参考>

1990年代までに日本では「タバコは大人の嗜み」という社会でした。駅のホームの柱には灰皿が取り付けられてあり、レストランに入るとメニューと一緒に灰皿が置かれていました。職場では机の上に灰皿があり、隣の人が嫌な顔をしていても平気でタバコを吹かしながら仕事をしていました。タバコを吸わない人には、「えっ、君はタバコも吸わないの？」と怪訝な顔で言われました。ところが、2000年代に入ったあたりから、「受動喫煙」という言葉が使われ始め、2002年には、健康増進法が制定。駅のホームから灰皿が消えはじめ、喫煙スペース以外は禁煙とする企業、レストランが現れ始めました。世の中の動きに逆らうような喫煙者に対しては、それまで声を上げなかった非喫煙者は避難の声を上げ、駅もレストランも職場も全面禁煙となりました。その結果タバコを吸う人は「へえっ～、まだタバコ吸っているんですか。」と上から目線で言われ、喫煙スペースでタバコを吸う人は「常識を知らない人」として非難されています。今のセクハラ問題もこの時代を歩んでいるのです。「そんな事言ってたらレッスンになんかならない」とか「なんでもセクハラって言えばいいのかよ」「レッスンは無理でしょ」などと言っているより、正しいセクハラの理解と対応の必要性が迫られます。

「セクハラの合理性」

4、セクハラの合理性

相手がセクハラだと感じれば、必ずセクハラになるのか？

物事の当然の理屈として、相手がセクハラだと感じたことに合理性、妥当性が無いのであれば、問題となっている行為者の言動はセクハラにはなりません。

実演 2 (教室にて、レッスン中指導教師 B と C が A 子に対しての会話)

セクハラ 2

B 教師「髪切ったの？似合うね」

A 子 嬉しそうに 「そうなんです。気づいてくれました？」

その後すぐ、すれ違い際に

C 教師「あっ、髪切ったの似合うね。」

A 子 不機嫌に 「どこみてんのよ！セクハラよ！」

B 教師と C 教師の言動は同じなのに、C 教師の言動に不快感を持ったのは A 子さんの好き、嫌いの感情であって、合理性、妥当性は認められないので、C 教師の言動はセクハラにはなりません。

また、ある女性生徒の「あの A 先生ってさ、生きてるだけでセクハラよね！」これも、好き、嫌いの感情が基になっていて、この女性生徒が不快感を持ったことに合理性、妥当性は認められません。したがって、A 先生が活着ていることはセクハラにはなりません。

つまりは、相手がセクハラだと感じた行為は相手がセクハラだと感じるが故にセクハラだと認識しなければいけない時代である。しかし、その根拠に合理性、妥当性が認められなければその言動はセクハラにはならないという事です。大切なことは、セクハラという言葉や言動に背を向けず、しっかりと本質を理解することではないでしょうか、そのことがセクハラと誤解されたり、セクハラという言葉に恐怖を覚えなくて済む唯一の方法であると確信しております。

「スポーツ指導におけるパワハラについて」

5、 スポーツ指導におけるパワハラについて

スポーツ界でのパワハラ問題について考えて頂きたいと思います。

相撲、レスリング、大学ラグビー等でこの問題がクローズアップされているが、これらの問題に共通するキーワードが幾つか見受けられ、これを指摘する有識者や評論家も少なくありません。

1 協会の組織形態

理事組織の選出の仕方、考え方

相撲協会 ⇒ 横綱経験者、3役経験者

レスリング協会 ⇒ メダル保持者、オリンピック出場経験者

大学ラグビー協会 ⇒ 競技経験者、母校卒業部員

いずれも、指導者や組織運営の中樞を担っていく人物はそのスポーツ界の先駆者又は実績主義を基本とした人選による組織形成を主とする考え方。

2 歴史や伝統による指導者の時代背景

それぞれの分野において、歴史や伝統のようなものを受け、自己解釈によりその歴史、伝統をその指導者の時代背景を前提とし指導する事。

この事が、間違った運営方法または考え方と言うことでは、決してありません。しかし、その事が現代の時代背景との乖離を生じ、スポーツハラスメントの要因の一部になってしまっていると言う事実が指摘されているという事です。

3 私達のダンス指導法や組織形態についても、同じような事があると思います。この事をまずは自覚する所から始める必要性を感じます。

「パワハラ」の定義と言動

6、 パワハラ」の定義と言動

パワハラとは「職務上の力を汎用して人格と尊厳を傷つける言動です。」教育の場におけるハラスメントは、「教育、研究機関における力関係を背景にした人権侵害」であり、教育、研究機関で生じるパワハラです。

体罰とは、教員や指導者が肉体的苦痛を与える制裁行為であり、学校教育法（第11条）で禁じられています。

体罰はハラスメントではなく犯罪であり、同じくセクハラ行為も言葉ではなく具体的行動を伴うと犯罪です。私たちが意識しなければならないのは、犯罪の手前のグレーゾーンとされる対処方法です。

イ) 教育の場におけるハラスメント

1 スポーツ指導の場で行われる「スポーツセクハラ」は身体 接触を伴う指導が多い事、勝つためには多少の事は許容される風土を背景に生じるものです。

2 スポーツの指導の場において

1、「それくらいのことです」

2、「師匠や先輩をなんだと思っているんだ」

3、「誰の為にやっていると思っているんだ」

4、「嫌なら言えばいいのに」

5、「まったく何やらせてもダメなんだ。」

6、「情けない、バカじゃないの？」

7、「だから女はだめなんだよ」「男のくせにだらしない」

などの高圧的態度や人格否定等の発言が無責任に飛び出し加害者一被害者の力の格差を全く理解していないことによるものと言えます。

3 加害者にならないために

パワハラ」の加害者は普通の人です。相手の気持ちを理解したり配慮したりすることが出来ずに被害を与えてしまう。

他人の気持ちを理解する能力はあるのですが、その能力を自分より立場が上の人にのみ使い、相手が下の立場の人に対しては使わない人、使う必要が無いと思っている人です。

それぞれの分野でキャリアを称えられ組織中枢の立場におられる方や、昭和前半の時代背景による指導法「指示命令型」を推奨する年代の一部の方にこの傾向が見られと指摘されております。

「スポーツ指導の場における、指導方法の間直し」

7、指導方法の見直し

イ) 基本的指導における考え方の見直し

指導者が持っている知識や経験を仮に、100として、その100の何パーセントかを指導者が下位者に分け与えているという認識が下位者に対しての高圧的態度、指導となる要因である。また、「指示命令型」指導法を下位者との信頼関係を盾に推し進める指導法もこれに準じる。

ロ) ティーチング

- 1 基本テクニックに沿って不足しているテクニックを簡潔に指導、導くよう伝える。
- 2 新人や初心者には基本的な知識がない事を理解する。

ハ) コーチング

- 1 相手の中にある答えを引き出す。
- 2 適切な質問を投げかけ、考えさせる。
- 3 100パーセントは無くても、10パーセントくらいは能力や知識がある。
- 4 その10パーセントを引き出して行くのがコーチング。

ニ) まず認める

下位者の努力、成長や成果をきちんと認め、褒める。これを怠らない。

ホ) 出来るだけ簡潔に下位者のミスを叱る目的は

- 1 相手がミスに気づき
- 2 他の選択肢を見つけ
- 3 次のステップに向かわせる事です。
「ここ良くない」「適切ではない」等簡潔に伝える事が重要です。

ヘ) 指導における問題点は「言わなくてもよい事まで言っている事」です。

実演 3 (教室でのレッスン風景 競技選手偏)

パワハラ1

教師「さあ～、始めるよ、準備できた？」

生徒「あっ、ちょっと待ってください。」

教師「準備遅いよ。レッスン前に準備体操終わってスタンバイ出来てないと！！」

生徒「すみません。」

教師「あなた達の為にやっているんだからね。先週のところ出来た？」

生徒「まだ、解らないところがあつて。」

教師「そんなことも解んないの、真剣にやっている？」

生徒「あっ、はい。」

教師「取り合えず、踊って見せて。」

<生徒踊って>

教師「なにその踊り、そんなんじゃ試合出なくていいよ。よくそんなんでも踊れるね。ここは、こうだろ！！」

<首をつかみ踊らせ、最後に背中を叩く>

スポーツ指導では、このくらいの指導は勝つ為には仕方ないとか、この程度の事だと考えがちですが、転形的な「指示命令型」の指導であり、高圧的指導（パワハラ）と言えます。身体の接触も程度によっては体罰となる可能性があります。

実演 4 (改善偏)

教師「さあ～、始めましょう、準備できましたか？」

生徒「あっ、ちょっと待ってください。」

教師「はい。では準備出来次第始めましょう。」

生徒「すみません。」

教師「先週のステップは踊れるようになりましたか？」

生徒「まだ、解らないところがあつて。」

教師「そうですか、でも二人で解ってきた部分もあつたんじゃないですか？」

生徒「あっ、はい。」

教師「取り合えず、踊って見せて下さい。」

<生徒踊って>

教師「だいぶ上手に踊れるようになりましたね。パートナーの動きが動きずらそうですね、ここの踊り方はどうすれば良いと思いますか？」

生徒「そこが解らないんです。」

教師「女性の方が外回りになっているのがポイントとなります。」

生徒「そうですか、外回りの時はどうすればいいのでしょうか？」

ポイント

- 1、 否定文を使わない。
- 2、 言わなくていい事は言わない。
- 3、 悪い部分は出来るだけ簡潔に伝える。
- 4、 コーチングを一部取り入れると効果的。

スポーツ指導の場合、選手や生徒に対して指導者はどうしても上位者目線からの指導であったり、自分の技術や経験を、時間を割いて分け与えているという感覚に陥りやすく、「自分の時代はこうだった。」とか「そのくらい出来なくてどうするんだ。」などと言った「人格否定」や「指示命令型」の指導法が問題視され、スポーツ指導の場におけるパワハラ背景と指摘されております。

以上でハラスメントの講習とさせていただきますが、「セクハラは相手の気持ちであり、パワハラは指導者の自覚で防げるもの」ではないで

しょうか？今回の講習で少しでもハラスメントの本質や問題点。そして、指導方法について御一考頂き今後の指導者資格講習や日常の指導等にお役立ち頂ければ幸いです。